

令和8年度 大阪狭山市児童生徒就学援助費支給申請書 【 新規 ・ 継続 】

（あて先）大阪狭山市教育委員会  
 大阪狭山市児童生徒就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。  
 〈委任状及び同意書〉  
 審査にあたり、教育委員会が、世帯全員の市府民税の課税状況、就学状況、世帯状況等を調査することに同意します。  
 支給が決定された場合には、教材費、校外活動費、修学旅行費等の学校諸経費に未納があるときは、支給される就学援助費から未納分に充当されることに予め同意するとともに、当該手続きを校長に委任します。

年 月 日

児童・生徒名	学校名	市立		学校	保護者（申請者）	住所		(〒 ) 大阪狭山市				
	学年	組	ふりがな			ふりがな						
			名			名前						
						電話番号						
家族状況欄 <small>（住民票の同一世帯全員 児童生徒も含む）</small>	名前		世帯主との続柄	性別	生年月日	年齢	職業（勤務先）又は 学校名学年	備考				
	個人番号											
	1			世帯主		・	・		オ			
	2					・	・		オ			
	3					・	・		オ			
4					・	・		オ				
5					・	・		オ				
6					・	・		オ				
7					・	・		オ				
住宅の形態			持家 ・ 借家		(家賃：月額 円)		どちらかに○印をつけてください。 (借家の場合、家賃額の確認できる書類の写しを添付してください。)					
インターネット環境の有無			あり ・ なし		どちらかに○印をつけてください。		(ありの場合、インターネット環境が確認できる書類の写しを提出してください。)					
就学援助を必要とする理由を詳しく書いてください。												

## 申請について

- 申請書は、小学校・中学校別に必要です。
- 家族状況欄は、世帯主から児童生徒本人も含む世帯全員を記入してください。
- 年齢欄は、申請時点での年齢を記入してください。
- 職業（勤務先）又は学校名学年欄は、仕事をしていない場合は無職、学生の場合は学校名と学年を必ず記入してください。
- 住宅の形態欄は、借家の場合家賃額を記入してください。
- 学校が貸与する学習用タブレット端末を家庭でインターネット接続し、家庭学習を行えるご家庭については、ありに丸をご記入ください。  
上記環境等がない場合は、なしに丸をご記入ください。

## 申請に必要な書類は次のとおりです

- 就学援助費支給申請書
- 借家の場合のみ、家賃額の確認できる書類の写し（賃貸契約書又は家賃額決定通知書等）
- インターネット環境の書類については、申請時または認定後に提出してください。  
前年度に提出されている方については、提出不要です。

## ☆ 転入された方について

本年1月2日以降に転入された方は、前住所地で本年度の市府民税課税所得証明書(収入のある方全員の証明)を添付してください。(所得証明書については、申請用紙提出後の持参または郵送可)

**所得状況等により審査いたしますので、所得の申告は必ず  
済ませておいてください**